



2019年11月13日

各 位

会社名 株式会社イルグルム
代表者名 代表取締役 岩田 進
(コード番号：3690) 東証マザーズ
問合せ先 執行役員経営管理本部長 赤澤 洋樹
(TEL 03-3289-5051)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年12月20日開催予定の第19回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 1) 当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化策の一環として執行役員制度を導入しており、社長、副社長、専務及び常務の地位は執行役員の地位としていることから、従来定款で定めておりました役付取締役についての規定を廃止するものです。
- 2) 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて選任する補欠者の選任決議の有効期間を定めるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年12月20日(予定)
定款変更の効力発生日	2019年12月20日(予定)

以 上

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第14条～第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第14条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第40条 (現行どおり)</p>